

横芝町の都市計画が5月中旬に決定される予定です

横芝町では、「基本構想」の中で、町の将来像を「健康と快適なくらしの公園交流のまち・横芝」と位置づけ、まちづくりを進めております。

そこで、「都市計画として住み良いまちづくり」を実践するために、都市計画法第18条の2の規定に基づく「横芝町の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を定め、この方針に基づき、合理的な土地利用を図り、都市の根幹的な施設として道路等を整備するため、都市計画決定の事務を進めてまいりました。

計画決定にあたっては、説明会や案の縦覧を行い皆様方から貴重なご意見をいただき、都市計画審議会等で十分審議していただいた結果、5月中旬には、都市計画区域の指定を受けるとともに用途地域、航空機騒音障害防止地区及び防止特別地区、道路の都市計画が決定・告示される予定です。

なお、都市計画の詳しい内容については、決定後に都市計画広報(特集号)を発行する予定です。

●横芝町の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の概要

町の将来都市像として、『海・里・山・川の変化に富む自然のなかで、快適な生活、新しい産業、そして多様な交流が育まれるまち：横芝』を掲げ、「自然と都市とが調和・融合する環境都市づくり」「市場の拡大やニーズに対応した新たな産業都市づくり」「だれもが快適に暮らし続けていける生活都市づくり」「多くの人が、心身のバランスを取り戻す交流保養都市づくり」を進めていきます。

また大総、横芝、上堺、の3地域に、それぞれ地域の将来像、基本目標を掲げ、特色を生かしたまちづくりを進めていきます

●都市計画の内容

○都市計画区域

都市計画区域の名称は「横芝都市計画区域」で、町の行政区域全域3,360haを指定します。

この結果として、町全域に都市計画法に基づく制限、規制が及ぶことになります。

○用途地域

用途地域は、横芝駅周辺地区、海浜地区、及び横芝工業団地地区の3箇所約409haを決定します。

なお、今回の用途地域の種類は8種類を予定しており、それぞれの配置については次のとおりです。

①第一種中高層住居専用地域は、栗山地区の一部、横芝小学校周辺、及び海浜部の南川岸の地区に配置します。

②第二種中高層住居専用地域は、古川地区に配置します。

③第一種住居地域は、横芝中学校周辺、国道126号沿道、（主）横芝上堺線沿線、東町地区、栗山地区の一部及び、海浜地区一帯に配置します。

④第二種住居地域は、国道126号沿道の一部、及び海浜部の（主）横芝上堺線沿道の一部と横芝海のこどもの国一帯に配置します。

⑤近隣商業地域は、県道横芝停車場白浜線沿道、（主）横芝上堺線沿道、及び国道126号とJR総武本線に挟まる地区に配置します。

⑥準工業地域は、横芝敬愛高等学校の北側と西側、及び新栗山橋の北西側（国道126号以北）の地区に配置します。

⑦工業地域は、北清水地区、及び横芝駅北側の地区に配置します。

⑧工業専用地域は、横芝工業団地の地区に配置します。

○都市計画道路

次の6路線について都市計画決定をします。

・都市計画道路3・5・1号	横芝国道126号線	(国道126号)	幅員15m
・都市計画道路3・5・2号	坂田北清水線	(（主）横芝下総線、同横芝上堺線)	幅員14m
・都市計画道路3・5・3号	今切東雲線	(（主）横芝上堺線)	幅員14m
・都市計画道路3・5・4号	横芝海のこどもの国線	(（主）飯岡一宮線バイパス)	幅員14m
・都市計画道路3・4・5号	横芝駅前線	(（主）横芝上堺線、県道横芝停車場白浜線)	幅員16m
・都市計画道路3・6・6号	野々原原田線	(町道2級12号線)	幅員10.5m

○航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

おおむね10年後における航空機騒音影響レベルの予測値（WECPNL）が75以上となることが予測される地区約38.3haに航空機騒音障害防止地区を、また、予測値が80以上と予測される中台地区の一部約2.1haに航空機騒音障害防止特別地区を指定します

心をつなぐ「まちづくり」

シリーズ－横芝町のまちづくり－

No.36